

## 大阪市下水道条例の一部を改正する条例案

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中第4項を次のように改める。

4 市長は、公共下水道の排水施設の暗渠<sup>きよ</sup>である構造の部分については、次に掲げる場合を除き、第1項の占用を許可しないものとする。

(1) 排水施設を固着して設ける場合

(2) あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠<sup>きよ</sup>を設ける場合

(3) 次に掲げる物件を固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合

ア 国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他市規則で定める者が設置する電線

イ 国、地方公共団体、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第3項に規定する熱供給事業者その他市規則で定める者が設置する下水を熱源とする熱<sup>きよ</sup>を利用するための熱交換器

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして市規則で定めるもの

第23条及び第24条を次のように改める。

（排水施設の占用に係る調査等）

第23条 公共下水道の排水施設の暗渠<sup>きよ</sup>である構造の部分に第18条第4項第3号アからウまでに掲げる物件を設け、排水施設を占用しようとする者は、あらかじめ当該排水施設を占有することができるかどうかを確認するための調査を行わなければならない。

- 2 前項の調査を行おうとする者は、申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。調査の許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 管理上支障がないと認めるものについては、市長は、前項の許可をすることができる。
- 4 市長は、第2項の許可に下水道の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、第1項の調査に関し必要な事項は、市規則で定める。  
(排水施設の占用に係る調査の許可の取消等)

第24条 第22条の規定は、前条第2項の許可について準用する。

別表第3中

「		「	
3,300円		4,200円	
5,100円		6,400円	
6,900円	を	8,700円	
3,000円		3,700円	
4,800円		6,000円	
6,500円		8,200円	
」		」	

に、

「		「	
5,900円		7,500円	
2,500円		3,100円	
120円		160円	
180円		220円	

270円	
360円	
530円	
710円	
1,200円	
1,800円	
3,600円	
1,800円	
980円	660円
4,000円	2,600円
近傍類似の土地の時価 に0.012を乗じて得た 額	

を

340円	
450円	
670円	
900円	
1,600円	
2,200円	
4,500円	
2,200円	
1,100円	720円
5,000円	3,300円
近傍類似の土地の時価 に0.013を乗じて得た 額	

に改める。

別表第4中「及び第18条第4項」を「、熱交換器及び第18条第4項第3号ウ」に、「1,126円」を「870円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第18条、第23条及び第24条並びに別表第4の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の大阪市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可

期間中の占用料について適用し、施行日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例別表第4の規定は、平成30年7月1日以後の占用許可期間中の占用料について適用し、同日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 占用許可期間が1年以内の下水道の敷地に係る占用で、施行日前に許可を受けたものに係る占用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

下水道の排水施設の占用の許可に関し必要な事項を定めるとともに、下水道の敷地及び排水施設の占用に係る占用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市下水道条例 (抄)

(占有の許可)

第18条 省 略

2 - 3 省 略

4 市長は、公共下水道の排水施設の暗渠<sup>きよ</sup>である構造の部分については、排水施設を固着して設次に掲げる

ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠<sup>きよ</sup>を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他市規則で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして市規則で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、第1項の占有を許可しないものとする。

(1) 排水施設を固着して設ける場合

(2) あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠<sup>きよ</sup>を設ける場合

(3) 次に掲げる物件を固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合

ア 国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他市規則で定める者が設置する電線

イ 国、地方公共団体、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第3項に規定する熱供給事業者その他市規則で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして市規則で定めるもの

5 - 8 省 略

第23条及び第24条 削除

(排水施設の占有に係る調査等)

第23条 公共下水道の排水施設の暗渠<sup>きよ</sup>である構造の部分に第18条第4項第3号アからウまでに掲げる物件を設け、排水施設を占有しようとする者は、あらかじめ当該排水施設を占有することができるかどうかを確認するための調査を行わなければならない。

2 前項の調査を行おうとする者は、申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

調査の許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 管理上支障がないと認めるものについては、市長は、前項の許可をすることができる。
- 4 市長は、第2項の許可に下水道の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、第1項の調査に関し必要な事項は、市規則で定める。

(排水施設の占用に係る調査の許可の取消等)

第24条 第22条の規定は、前条第2項の許可について準用する。

別表第3 (第20条関係)

占用物件			単位	占用料	
				等級	
				1等	2等
第1種電柱並びにその支柱及び支線柱			省 略	3,300円 4,200円	
第2種電柱並びにその支柱及び支線柱				5,100円 6,400円	
第3種電柱並びにその支柱及び支線柱				6,900円 8,700円	
第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱				3,000円 3,700円	
第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱				4,800円 6,000円	
第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱				6,500円 8,200円	
省 略				省 略	省 略
公衆電話所			省 略	5,900円 7,500円	
郵便差出箱及び信書便差出箱				2,500円 3,100円	
電らん 及び埋 設管類	管路	外径が0.07メートル未満のもの	省 略	120円 160円	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		180円 220円	

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>270円</u> <u>340円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>360円</u> <u>450円</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>530円</u> <u>670円</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>710円</u> <u>900円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>1,200円</u> <u>1,600円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>1,800円</u> <u>2,200円</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>3,600円</u> <u>4,500円</u>	
	その他のもの	省	略	<u>1,800円</u> <u>2,200円</u>	
通路、板囲その他これらに類するもの	工事用	省	略	<u>980円</u> <u>1,100円</u>	<u>660円</u> <u>720円</u>
	その他のもの	省	略	<u>4,000円</u> <u>5,000円</u>	<u>2,600円</u> <u>3,300円</u>
建築物				近傍類似の土地の時価に <u>0.012</u> を乗じて得た額 <u>0.013</u>	
省	略			省	略

備考 省 略

別表第4（第20条関係）

占用物件	単位	占用料	
電線、熱交換器及び第18条第4項第3号ウの公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして市規則で定めるもの	省	略	<u>1,126円</u> <u>870円</u>